

# 特記仕様書

## 第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会（以下、「発注者」という。）が実施する「令和 6 年度 第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催に伴うスポーツ施設等の一時使用に伴う損失補償事業の内物件調査業務委託」に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、「用地調査及び物件調査業務委託共通仕様書（アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会）」とする。なお、共通仕様書は最新版を適用すること。

## 第 2 条 業務目的

本業務は、2026 年に開催する第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会で一時使用するスポーツ施設等において、営業休止等が必要となる者に対する損失補償額等を調査・算定するものである。

## 第 3 条 業務委託期間

契約締結日から 2025 年 2 月 28 日（金）まで

## 第 4 条 業務内容

- （1）本業務は、調査・算定を実施するにあたり、監督員並びに別に発注する「令和 6 年度 第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催に伴うスポーツ施設等の一時使用に伴う損失補償事業の内用地調査点検等技術業務委託」（以下、「用地点検業務委託」という。）の受注者と協議の上、大会期間中等の対象者の営業休止に伴い発生する減収補填額等を求めるものとする。具体的な作業項目は、営業の実態に関する調査及び減収等の補填額算定、消費税等調査等とする。
- （2）本業務における調査・算定の対象については、別添「物件調査業務委託内容一覧表」のとおりとする。なお、別添「物件調査業務委託内容一覧表」対象番号 1 及び 3 については、公益財団法人愛知・名古屋アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）が示す算定方法等によるものとする。
- （3）本業務は、発注者以外に組織委員会が協力して実施する必要があるため、本仕様書の中の監督員に関する事項については、組織委員会が含まれるものとする。

## 第 5 条 業務の進め方

- （1）現地調査について
  - ・契約後、速やかに監督員と協議し、調査対象の確認、現地踏査、現地立入作業を行うこと。なお、監督員が指示するまでは、現地への立入は認めない。

- ・現地調査を行う際には、事前に「作業計画書」を作成し、監督員の承諾を得ること。また、身分証明書を携帯し、作業上、支障が生じないように注意して実施すること。

- ・施設所有者等との調整については、発注者または組織委員会に受注者が同行して行うものとする。ただし、施設所有者等に対する調査準備図書等の依頼文書については発注者および組織委員会が事前に行うものとする。ただし、追加で必要となった図書等の取扱いについては、監督員と協議の上、決定するものとする。

## (2) 打合せ協議

- ・業務着手、中間2回、成果品納入時の計4回とし、すべての打ち合わせには、主任担当者が立ち会うものとする。なお、用地点検業務委託の受注者と監督員とが行う打合せの場には本業務における主任担当者も必ず同席するものとする。

- ・会議の開催場所及び実施方法については、発注者が指定するものとする。

## (3) 成果品について

- ・「用地調査及び物件調査業務委託関係共通仕様書（アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会）」に基づき成果品を作成すること。
- ・成果品は、算定が完了次第、速やかに提出すること。
- ・成果品の提出部数は、3部（正本1部・副本2部）とし、電子データで2部とする。

(CD-R、Windows上で加工可能な画像データ及びMicrosoft Word・Excel・PowerPoint形式。なお、第4条における補償額等の算定にあたっては、計算の過程を含み、Excel形式とする。その他、特定のアプリケーションに依存するデータのファイル形式については、監督員と協議の上決定すること。)

- ・補償額等の算定に用いる単価等は、中部用地対策連絡協議会が編纂した「損失補償算定標準書（令和6年度）」によるものとし、計算等にあたっては一式計算を行わず算定根拠を明確にすること。また、「損失補償算定標準書（令和6年度）」以外の単価を使用した場合、使用した資料の該当するページ数及び規格等を明示し、使用した参考文献のコピーの添付、専門業者の見積書等は最新年度のものを徴収し添付すること。

- ・発注者が別に発注する用地点検業務委託により、大会期間中等の対象者の営業休止に伴い発生する損失補償に関する補償金算定等の成果品について点検・調製を完了させたものを納品すること。

- ・納品場所は、アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局（愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課内）とする。

## (4) その他

- ・記載なき項目については、共通仕様書に沿って行うこと。また、疑義のある場合は、監督員と協議を行うこと。

## 第6条 主任担当者及び照査技術者

主任担当者等は、下記の資格等を有すること。

	資格・実務経験
主任担当者	物件部門、営業補償・特殊補償部門を保有する者
照査技術者	物件部門、営業補償・特殊補償部門を保有する者
担当技術者	物件部門、営業補償・特殊補償部門を保有する者もしくは、実務経験10年以上ある者

## 第7条 施設等への立入り

- (1) 現地調査を実施する場合、受託者は必ず自己の身分証明書を携行し、腕章を身につけること。
- (2) 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、受託者は、身分証明書交付願を速やかに発注者に提出して、身分証明書（下記様式参照）の交付を受けること。
- (3) 受託者は、身分証明書に記載する内容が確認できる書類を、発注者に提示するものとする。
- (4) 受託者は、施設等の所有者、その他関係人等からの請求があったとき、身分証明書を提示すること。
- (5) 関係法令に基づく身分証明書が必要な場合は、別途発注者と協議すること。
- (6) 受注者は調査実施のため、樹木、その他工作物等を無断で除去してはならない。この規定を守らなかったために生じた費用は受注者の負担とする。

<p>第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>受注者名称：〇〇コンサルタント(株) 受注者住所：〇〇市〇〇町〇〇番地 従事者氏名：〇〇 〇〇 生年月日：S〇〇.〇.〇生</p> <p>上記の者はアジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会発注の下記委託業務の従事者であることを証する。</p> <p>委託業務名：令和〇年度〇〇業務委託 有効期限：令和〇年〇月〇日</p> <p>アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会 代表 愛知県知事 大村 秀章</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。</li><li>2 有効期限を経過した時、又は請負契約が解除されたとき等不要となった場合は、ただちに返還すること。</li><li>3 氏名等に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更をうけること。</li><li>4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li></ol>
---	---

▲身分証明書（作成例）

## 第8条 再委託の手続き

受注者は、業務の一部を再委託できる範囲は、共通仕様書第8条第2項に規定する「軽微な部分」とする。また、再委託に付する場合は、業務計画書の業務組織計画に協力者名、担当技術者名、再委託業務内容及び法令等により登録、免許等が必要なときは登録番号等を記載すること。

また、監督員の請求があった場合には、契約関係書類及び免許等を速やかに提示しなければならない。

## 第9条 品質保証

作業完了後に受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正を行うものとする。

## 第10条 その他

- (1) 本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること（契約終了後も同様とする）。
- (2) 本業務を進めるにあたり、発注者のほか、組織委員会とも密接に連絡をとって実施すること。